

ごみ収集体制変更から、もうすぐ一年

ごみが減り 資源が増えました



清掃だより
119

平成27年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731

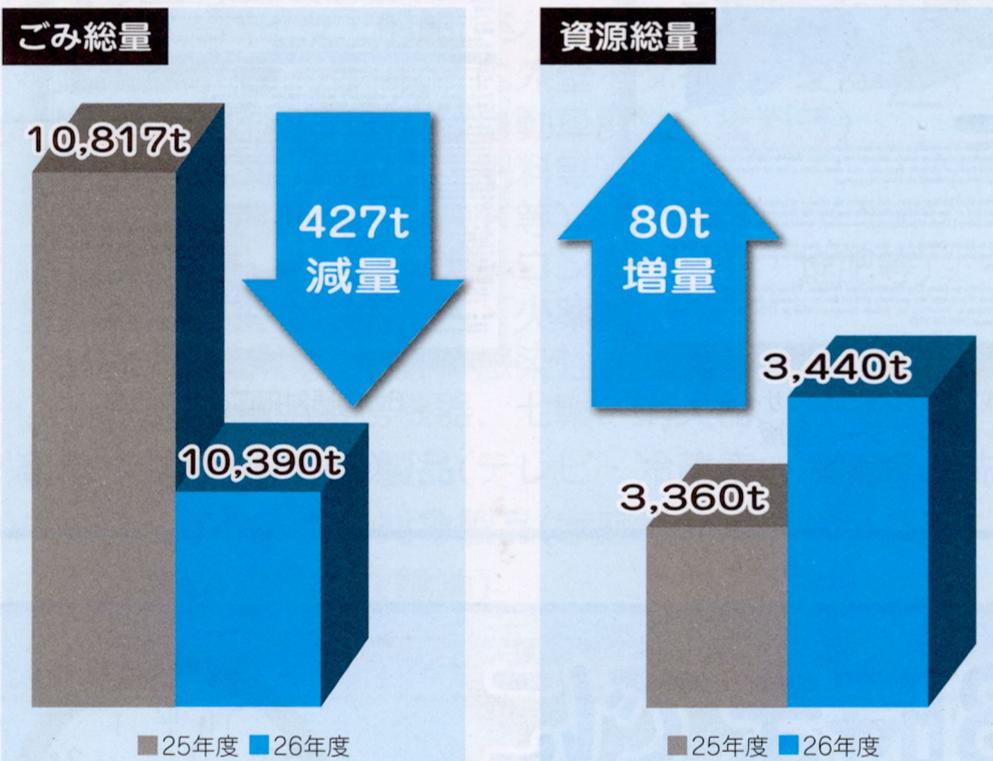
平成26年4月から、燃やせるごみの収集回数を週2回に、容器包装プラスチックの収集回収を週1回に変更し、その他のごみ、資源の収集頻度を見直しました。回収拠点を廃止し、全てのごみ・資源がご自宅や集積所から出せるようになりました。

下のグラフは、平成26年4月から平成27年1月までの10か月間のごみと資源の量を、前年度同期間と比較したものです。(平成27年2月15日現在)

ごみの総量は **427トンの減量**、資源の総量は **80トンの増量** になりました。

市民の皆さんのご理解とご協力に心から感謝いたします。

今後も引き続き、ごみの減量と分別にご協力をお願いいたします。



ごみ・資源量の前年比較

単位:t

	25年度	26年度	差
燃やせるごみ	9,756	9,445	-311
燃やせないごみ	586	499	-87
粗大ごみ	457	424	-33
有害ごみ	18	22	4
ごみ総量	10,817	10,390	-427
可燃系資源	1,937	1,963	26
不燃系資源	1,423	1,477	54
資源総量	3,360	3,440	80

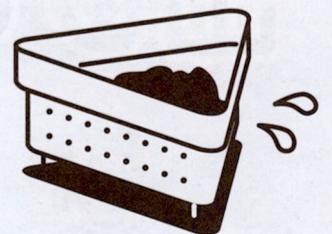
可燃系資源：紙類、布類

不燃系資源：ガラス、金属、プラスチック類

生ごみは、捨てる前に水切りしましょう

生ごみの約8割は水分と言われています。水切りは、ごみの量を減らすだけでなく、悪臭を防いでくれます。

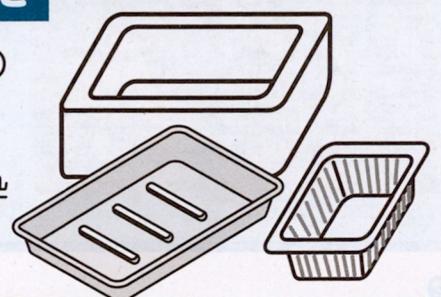
生ごみを動物に荒らされないためにも、“捨てる前のひと絞り”を心がけましょう。



発泡スチロール、白色トレイは容器包装プラスチックの日に

発泡スチロール、白色トレイは、容器包装プラスチックの日に他の容器包装と一緒に、透明又は半透明の袋に入れて出してください。

発泡スチロールの箱など一辺が50cm以上のものは、50cm未満に砕いてから袋に入れてください。



平成27年度 ごみ・リサイクルカレンダーを

配布します!!

3月19日(木)から、各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布します。一週間以上経っても届かない場合や、二世帯同居などで2部必要な方は、ごみ対策係までご連絡をお願いします。

(☎042-551-1731)

共同住宅用カレンダー、英語版カレンダー、6カ国語対応(英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語)ごみと資源の分け方・出し方は窓口にご用意してあります。

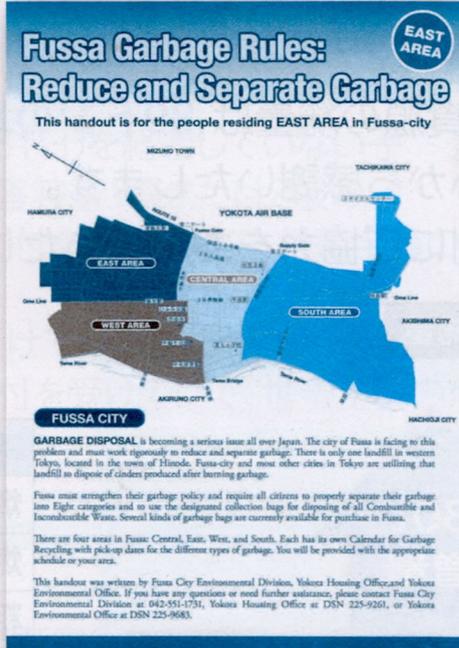
必要な方はごみ対策係まで(市役所第2棟1階11番窓口)お越しください。



平成27年度版ごみ・リサイクルカレンダー
(東地区)



平成27年度版ごみ・リサイクル
カレンダー共同住宅用
(東地区)



平成27年度版ごみ・リサイクル
カレンダー英語版
(東地区)



6カ国語対応ごみと資源の
分け方・出し方
(英語・韓国語・中国語)

ごみは 毎朝8時までに出してください。



収集作業は毎朝8時から始まっています。工事による車両通行止めや電車事故による踏切遮断等、さまざまな交通事情により収集ルートを変更しなくてはならないことがあります。このため、通常収集する時間よりも早く伺うことがありますので、ごみは必ず**朝8時**までに出してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(有料)粗大ごみ、持ち込み処分をご希望の方は、リサイクルセンターへお申込みください

一辺が50cm以上のものや、大量のごみを持ち込み処分したい場合は、事前にリサイクルセンターへお申し込みください。

(☎552-1621 または 551-9150)

粗大ごみ (一辺が50cm以上のもの)

※ただし、一辺が50cm未満であっても、次のものは粗大ごみとして扱います。

- 石油ストーブ、ガスストーブ、ファンヒーター
- 板切れ 厚さが10cm以上のもの (将棋盤などを含まず)
- 木の幹、木の根 直径が5cm以上のもの (丸太、白などを含まず)
- 鉄アレイ 3kgを超えるもの

持込処分 持ち込む前に、必ずリサイクルセンターへお申し込みください。

持込可能日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(ただし祝日・年末年始を除きます)

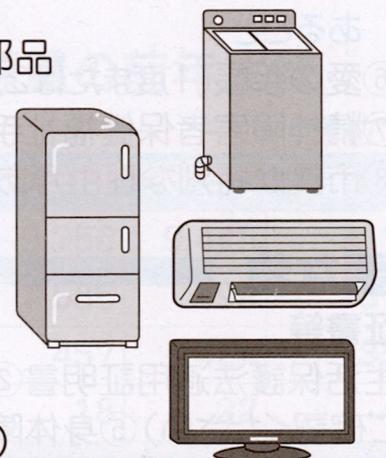
持込時間 午後1時～4時

※車でお持込みいただいた場合、ごみを車から降ろしていただきますので、軍手やマスク等を各自ご用意ください。

市では収集できないごみがあります

(1)処理困難物

- ◇自動車・バイク・船舶・ジェットスキー・スノーモービル等及びその部品
- ◇建築廃材(畳・瓦・柱・内外壁・タイル・便器等)
- ◇廃油・油脂類(機械及び自動車廃油・塗料等)
- ◇薬品類(農薬・殺虫剤・肥料等)
- ◇農業用具(農機具・シート等)
- ◇土砂類(石・砂・レンガ・コンクリート・堆肥等)
- ◇爆発危険物(ガスボンベ・火薬等)
- ◇医療系廃棄物(注射針・感染性廃棄物等)
- ◇その他(業務用事務機器、七輪、消火器、耐火金庫、漬物石、ピアノ等)



(2)家電リサイクル対象製品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)

(3)パソコンリサイクル対象製品(家庭系使用済パソコン)

(4)充電式電池(小型二次電池)

※詳細は、ごみ・リサイクルカレンダー19ページをご覧ください。

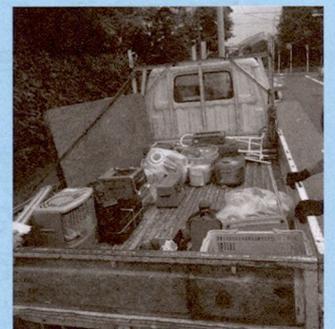
!! 違法な不用品回収業者にご注意ください !!

チラシやホームページ、軽トラックなどで「ご家庭の不用品を無料で回収します」と宣伝する業者にご注意ください。

違法な不用品回収業者を利用することで、「無料とっていたら、後で有料といわれた。積んだ後で、高額な料金を請求された。」などといったトラブルが都内でも発生しています。

また、こうした不用品回収業者に渡すと適正に処分されずに国内外の環境汚染や不法投棄につながるおそれがあります。

ご家庭からでた不用品の処分は、市の家庭ごみのルールに従って、適正に排出するようお願いいたします。



(写真提供：東京都)



(写真提供：東京都)

減免世帯に指定収集袋を交付します

次の世帯に対し、平成27年度のごみの指定収集袋を交付します。該当する場合は申請してください。

交付日時

平成27年4月1日～平成28年3月31日の月曜～金曜日、
午前8時30分～午後5時15分〔祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く〕

交付場所

指定収集袋交付特別窓口(市役所第二棟(郵便局側)入口 1階)または、
環境課ごみ対策係(市役所第二棟(郵便局側)入口 1階 11番窓口)

減免対象

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません)
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金(国民年金)受給者(ご不明な場合は、ごみ対策係へお問い合わせください)

【参考】遺族基礎年金(国民年金)

受給要件:被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。

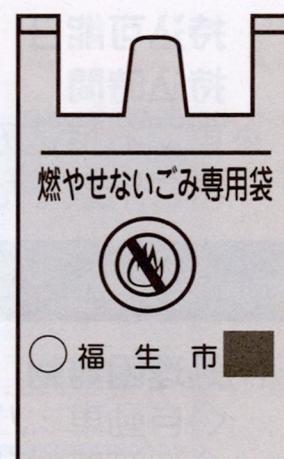
対象者:死亡者によって生計を維持されていた、(1)子のある配偶者(2)子

※子とは次に限ります。

◇18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

◇20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

- ⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、**世帯全員の市民税が非課税であること**
- ⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、**世帯全員の市民税が非課税であること**
- ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、**世帯全員の市民税が非課税であること**
- ⑧市長が特別な理由があると認めた場合



必要な物

■証書等

- ①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください)⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳

■印鑑

※⑤、⑥、⑦のいずれかに該当する場合は、**世帯全員の市民税が非課税であることを確認するため**、場合によっては申請当日に交付できないことがあります。

交付枚数

交付枚数は世帯人数ごとに決められています。交付枚数は一年分です。
4月中に申請していただいた場合は一年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合は月割りで交付しますので、予めご了承ください。

【1人世帯】燃やせるごみの袋(水色)(小)100枚
燃やせないごみの袋(黄色)(小)20枚

【2人世帯】燃やせるごみの袋(水色)(中)100枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)20枚

【3人世帯以上】
2人世帯の枚数に、世帯数が1人増えるごとに、
燃やせるごみの袋(水色)(中)50枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)10枚
を加算して交付します。

例:3人世帯 燃やせるごみの袋(水色)(中)150枚
燃やせないごみの袋(黄色)(中)30枚

交付された指定収集袋をお持ち帰りいただくための袋は、各自でご用意くださいますようお願いいたします。

